



遺児がおられるとき

制度利用対象者
ご家族

会員が死亡されお子さんが遺された場合、その子女の育英扶助として**育英年金**が支給されます。

給付	育英年金（遺児1人あたり月額2万円）
申請書類	遺児育英年金給付申請書
給付方法	指定の口座へ振込
給付日	申請書提出月の翌月18日（休日の場合は翌営業日）
備考	<ul style="list-style-type: none">● 戸籍謄本、在学証明書、その他必要に応じ、基金が指定する書類を提出してください。● 遺児が満18歳に達した直後の3月まで支給されます。● 遺児を扶養する者が高額所得者で基金の定めた基準を上回る場合は対象外となります。

[申請方法は基金本部事務局までお問い合わせください](#)